

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

厚生年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年1月26日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が20万円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が申立期間当時勤務していた株式会社Aは、平成7年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は、同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人に係る標準報酬月額は、同日以降の同年2月2日に、50万円から20万円に遡及して訂正されている。

また、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している5人全員（申立人を除く）についても、申立人と同日に平成6年10月1日の定時決定を取り消した上で、同年1月1日まで遡及して標準報酬月額が訂正されている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで
ねんきん定期便の記録では、平成 15 年 9 月から 16 年 1 月までの標準報酬月額が 15 万円となっているが、雇入通知書及び給料支払明細書のとおり 15 年 8 月から基本給が 18 万円から 19 万円にベースアップしているのに、標準報酬月額が当時の給与と比べて低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する株式会社Aの給料支払明細書により、申立人が申立期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額（平成15年9月及び同年10月は19万円、同年11月は20万5,605円、同年12月は19万2,700円、16年1月は19万5,400円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（15年9月及び同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、16年1月は20万円）より低い標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料（1万2,222円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準

報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額（1万 2,222 円）から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は、15万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が15万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 34 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
年金事務所の被保険者記録回答票によると、株式会社 A における厚生年金保険被保険者資格を昭和 60 年 3 月 30 日に喪失し、B 株式会社において同年 4 月 1 日に資格を取得した記録になっており、この間に空白期間が生じている。しかし、この 2 社は B 株式会社を親会社とする同一企業グループで、勤務先が株式会社 A から B 株式会社に変更になったのは人事異動に伴う転籍であり、申立期間は株式会社 A において継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった株式会社 A の人事調書の社内履歴欄から、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務していたことが認められるとともに、昭和 60 年 4 月 1 日付けで、同社から同社の関連会社である B 株式会社に異動したことが確認できる。

一方、C 基金から提出された加入員台帳から、申立人は昭和 60 年 4 月 1 日に加入員資格を喪失し、同日に同資格を取得しており、申立期間において加入員記録が継続していることが確認できる。

また、同基金によると、申立期間当時、資格喪失届は複写式の届出用紙であったと供述していることから、当該基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 60 年 4 月 1 日

に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和 60 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、34 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成14年4月3日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成13年7月から14年3月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月11日から14年4月3日まで
年金事務所からA株式会社の記録が遡及されて訂正されていると知らされた。現在、私の同社での資格喪失日は平成13年7月11日となっているが、退職したのは14年4月2日だったと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が平成14年4月2日までA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年7月11日となっており、当該資格喪失処理は同日後の14年12月2日付けで13年10月の定時決定を取り消した上で、遡って行われていることが確認できるほか、複数の同僚についても、同様の処理が行われている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成13年7月11日において、同社は法人事業所であり、厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成13年7月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとして認

められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である14年4月3日であると認められる。

また、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、平成13年10月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成19年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月1日から同年10月1日まで

平成19年3月に株式会社A（現在は、株式会社B）に入社し、20年1月まで継続して勤務しており、19年6月分給与から同年9月分給与までで厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録では申立期間に係る記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚から提出された給与支払明細書、複数の元同僚の供述から、申立人が平成19年3月27日に株式会社Aに入社し、20年1月31日まで当該事業所で勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除（当月控除）されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の株式会社Aに係る平成19年6月分から同年9月分までの給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料が無く不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会にお

いても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成11年2月から同年6月までについては32万円、同年7月から同年10月までについては36万円、同年11月から12年2月までについては30万円、同年3月から同年6月までについては36万円、同年7月から同年10月までについては47万円に訂正することが必要である。

また、申立人の上記訂正後の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成12年1月については32万円、同年5月及び同年6月については38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から12年11月1日まで

私は、平成10年4月から13年4月まで有限会社Aに勤めていたが、ねんきん定期便を確認したところ、勤務期間のうち、11年2月から12年10月までの標準報酬月額が9万2,000円となっている。

申立期間当時の給与明細書及び給与の銀行振込記録（以下「給与明細書等」という。）で確認できる報酬月額とは大幅に異なっているので納得がいかない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人の給与支払明細書等から、平成11年2月から同年6月までについては32万円、同年7月から同年10月までについては36万円、同年11月から12年2月までについては32万円、同年3月及び同年4月については36万円、同年5月から同年10月までについては47万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額が平成11年2月から同年6月までについては32万円、同年7月から同年10月までについては36万円、同年11月から12年2月までについては30万円、同年3月から同年6月までについては36万円、同年7月から同年10月までについては47万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった12年11月30日の後の同年12月18日付けで、11年2月1日まで遡って標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられているのが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、平成12年11月*日付けで有限会社Aの取締役就任したことが確認できるが、複数の同僚が「申立人はB職であり、社会保険や経理など、管理的な業務は全て社長がやっていた。」と述べているとともに、当時の滞納処分票によると、11年6月から始まっている同事業所の社会保険料の滞納等への対応は、事業主以外の関与が認められないことから、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成11年2月から同年6月までの期間については32万円、同年7月から同年10月までについては36万円、同年11月から12年2月までについては30万円、同年3月から同年6月までについては36万円、同年7月から同年10月までについては47万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 前記申立期間のうち、申立人が所持する給与明細書等により、i) 平成11年11月から12年2月までについては、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(30万円)を超える標準報酬月額(32万円)に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、このうち同年1月については、その報酬月額(35万1,385円)に見合う標準報酬月額(36万円)が、控除額(32万円)に見合う標準報酬月額より高くなっているとともに、ii) 12年5月及び同年6月については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(36万円)を超える報酬月額(12年5月については38万6,741円、同年6月については37万6,097円)の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額(38万円)より高額な標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料(4万772円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、上記i)及びii)の期間の標準報酬月額については、厚生年金

保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成12年1月については32万円、同年5月及び同年6月については38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連事情及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成11年11月1日から12年3月1日までの期間のうち、12年1月1日から同年2月1日までを除く期間については、給与明細書により、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額（2万7,760円）に見合う標準報酬月額（32万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（30万円）より高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（11年11月については29万6,274円、同年12月及び12年2月については29万9,075円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA院に係る被保険者資格取得日は昭和52年9月13日、被保険者資格喪失日は53年1月1日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月13日から53年1月1日まで

私は、昭和52年9月13日にA院（以下「B院」という。）において厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、同日から53年1月1日にC院でD共済の組合員に切り替わるまでの被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人と氏名及び生年月日が同一である者が、昭和52年9月13日に被保険者資格を取得し、同資格の喪失年月日が不明となっている未統合の被保険者記録が確認できる。

一方、申立人に係る雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、B院に継続して勤務していることが認められるとともに、B院から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、事業主が申立人について、昭和52年9月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていることが認められることから、上記被保険者原票の被保険者記録は申立人の記録であり、不明となっている喪失年月日については、53年1月1日と認められる。

また、昭和 52 年 6 月から同年 12 月までの半年間に B 院で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 45 人の記録では、53 年 1 月 1 日に D 共済の被保険者となっている者が申立人を含み 17 人確認できるが、当該 17 人のうち、申立人を除く 16 人の B 院における資格喪失日は、全員について 53 年 1 月 1 日とされている。

さらに、申立期間当時、申立人を含む多くの同僚が B 院に係る厚生年金保険から C 院に係る D 共済に被保険者資格が移行した経緯について、事業主は、「昭和 47 年に C 院が設立され、B 院から職員を段階的に C 院に異動させていたためである。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 52 年 9 月 13 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53 年 1 月 1 日に当該資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における当該未統合の記録から、8 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における平成10年11月1日から12年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成12年10月1日から14年1月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、12年10月から同年12月までの期間は18万円に、13年1月から同年12月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成12年10月から13年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から14年3月14日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成10年11月から14年2月までの標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額より低くなっていた。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年11月1日から12年10月1日までの期間については、オンライン記録では、申立人のA株式会社における当該期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する56万円と記録されていたところ、12年1月17日付けで10年11月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A株式会社の事業主についても、申立人と同様に平成12年1月17日付けで10年11月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間当時、A株式会社には社会保険料の滞納

があったため、自分が標準報酬月額を減額訂正する手続を行ったとしているほか、経理を担当していた同僚は、申立期間当時は同社の経営が苦しく、給料の遅配があったと供述している。

加えて、申立人から提出された平成10年11月分から11年12月分までの給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、申立人の主張する標準報酬月額（56万円）に基づき算定した厚生年金保険料と合致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年1月17日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の10年11月から12年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、56万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成12年10月から14年2月までに係る標準報酬月額について、上記遡及訂正処理を行った日以降の定時決定（12年10月1日及び13年10月1日）において、9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間のうち、平成12年10月1日から14年1月1日までの期間については、申立人が提出した12年分及び13年分の給与所得の源泉徴収票から、申立人は、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、平成12年10月から同年12月までの期間は18万円、13年1月から同年12月までの期間は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票で推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が当該期間において、長期間にわたり

一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成14年1月1日から同年3月14日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票によると、当該期間のうち、平成14年2月分及び同年3月分における賃金額の欄が0円となっていることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の B 株式会社 C 工場（現在は、株式会社 D の E 工場）における厚生年金保険の資格喪失日は 18 年 12 月 21 日であったことが認められる。

また、申立期間②については、F 社における資格取得日は昭和 25 年 11 月 26 日、資格喪失日は 26 年 2 月 10 日であることが認められることから、申立期間②について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については 80 円に、申立期間②の標準報酬月額については、2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年12月21日まで
② 昭和25年11月26日から26年2月10日まで

申立期間①は、B 株式会社 C 工場で約 2 年間働き、退職後約 1 年経過してから G 兵として入営し、昭和 22 年 5 月 * 日に復員した。また、申立期間②については、自宅近くに存在した F 社で働いていた。

しかし日本年金機構の記録によると、申立期間の被保険者記録が全く無い。第三者委員会で調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務したとする B 株式会社 C 工場（以下「H 社」という。）に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と氏名及び生年月日が一致し、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 17 年 1 月 1 日（ただし、保険料の徴収は同年 6 月 1 日からである。）の記載のある記録

(資格喪失年月日は空欄となっており、不明。)が確認でき、当該被保険者記録は基礎年金番号に統合されないままとなっている。

また、申立人は、G兵となるまでの約2年間、I地に存在したH社の寮から同社まで通勤していたことを鮮明に記憶しているところ、同僚A氏(資格取得日昭和17年1月1日、資格喪失日20年4月1日)は、「私がH社に在籍している間、同じ寮内に申立人と同じ名字の同僚がいたことを記憶している。」と供述していることを踏まえると、申立人が同社に勤務していたことが推認できることから、上記基礎年金番号に統合されていない記録は申立人のものと認められる。

一方、申立人は、「H社を退職し、1年くらいたってからG兵として入隊した。」と具体的に供述しているところ、申立人の本籍地のある県が証した申立人に係る軍人履歴によれば、申立人は、昭和19年11月20日にG兵として入営したことが確認できることから、申立人は、入営する1年前である18年12月21日までH社に勤務していたと推認できる。

また、J年金事務所によれば、当時、H社を管轄していた社会保険事務所は戦時中に激しい爆撃を受けて多くの資料を焼失したとしていることから、現存する被保険者名簿は終戦後に事業所から資料を取り寄せ戦災台帳として復元されていたものであると確認できる。

さらに、復元された健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者資格喪失日の記載が無いものが多数存在することが確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

これらの事実を前提にすると、申立期間①に係る厚生年金保険の記録のうち資格喪失日が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定をさせることは不可能を強いるものであり、申立人等にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間①中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険料の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人のH社における労働者年金保険被保険者資格喪失日は18年12月21日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間①の標準報酬月額は、復元されたH社に係る厚生年金保険被保険者名簿における記録から、80円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 2 申立期間②については、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と氏名及び生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和25年11月26日、資格喪失日は26年2月10日）が確認できる。

また、申立人は復員後、実家の近くに存在したF社に勤務したとしており、当該未統合の記録における被保険者期間は申立人の申立期間②と一致している上、申立人の本籍地であり、当時居住していたとする市の市民課は、「申立人の本籍地において『K』という名字は初めて聞く。住民基本台帳で曖昧検索をしたが、現在、当該名字に該当する市民はいない。」と回答していることから、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和25年11月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年2月10日に喪失した旨の届出を当該事業所が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該未統合記録から、2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成14年10月について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。
なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 申立人の申立期間のうち、平成14年11月に係る標準報酬月額の記録については、その主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から同年11月まで

日本年金機構の記録では、申立期間の標準報酬月額が11万8,000円となっているが、A株式会社（現在は、株式会社B）から受けとった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（平成14年12月17日喪失）の写しには、標準報酬月額が22万円と記されている。また、14年10月分の給与明細書においては、11万8,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料しか控除されていないが、翌11月分の給与明細書においては、同年10月分の22万円に見合った厚生年金保険料との差額分と同年11月分の22万円に見合った保険料との合計が控除されている。

第三者委員会で調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち平成14年10月において、給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って11万8,000円の標準報酬月額届出を行ったものの、その後社会保険事務所（当時）に対し、算定基礎届の訂正を行ったか否かについては関係資料が無く不明としているが、C組合は、申立人の当該申立期間における標準報酬月額は11万8,000円であると回答しており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主が11万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、オンライン記録では、申立期間のうち平成14年11月の標準報酬月額は11万8,000円と記録されている。

しかしながら、申立人が所持する給料明細書及び平成14年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、当該期間において22万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人が所持する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は22万円と記載され、社会保険事務所の受付印が押されていることが確認できる。

さらに、C組合は、「申立人の平成14年11月の標準報酬月額は、月額変更により22万円と記録されており、当時、22万円に見合った健康保険料が、事業主により当組合に納付されたものと考えられる。」と回答していることから、事業主が申立人の14年11月に係る標準報酬月額を11万8,000円として届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成14年11月において、申立人に係る標準報酬月額を11万8,000円とする合理的な理由は無く、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたものであり、当該期間に係る標準報酬月額は申立人の主張する標準報酬月額であったと認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を平成2年6月から3年1月までは26万円、同年2月から同年9月までは32万円、同年10月から4年8月までは34万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立期間②における資格喪失日は平成7年8月4日であると認められることから、申立人の申立期間②に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間②の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成2年6月1日から4年9月30日まで
② 平成4年9月30日から7年8月4日まで
A株式会社に勤務していた期間のうち、平成2年6月1日から4年9月30日までの標準報酬月額が、7年8月4日付けで、遡って引き下げられているのはおかしい。また、4年9月30日以降も保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A株式会社は平成7年6月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、被保険者資格記録照会回答票（資格記録）及び同（訂正・取消済資格記録）から、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年8月4日付けで、2年6月から3年1月までは26万円から8万円、同年2月から同年9月までは32万円から8万円、同年10月から4年8月までは34万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、事業主は、申立人の全ての申立期間の給与額は 30 万円前後で、大幅に減額をしたことはなく、年金事務所の記録が 8 万円となっているのは誤りである旨供述していることから、申立期間①の給与額に随時改定に該当するような変動があったとは考えられず、標準報酬月額を 8 万円に訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、複数の同僚は、申立期間①当時、A 株式会社は経営不振で給与も遅配し、資金繰りに苦勞していた旨を回答している。

なお、申立人は、申立期間①において当該事業所の取締役であったことが確認できたが、事業主及び複数の同僚から、申立人は役員ではあったが権限は無く、総務、人事、社会保険関係業務には一切関与していなかった旨の回答が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成 2 年 6 月から 3 年 1 月までは 26 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から 4 年 8 月までは 34 万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間②について、被保険者資格記録照会回答票（資格記録）から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成 4 年 9 月 30 日）は、A 株式会社が適用事業所に該当しなくなった 7 年 6 月 21 日以降の同年 8 月 4 日付けで、遡及して処理されていることが確認できる。

しかし、被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）には、同じく平成 7 年 8 月 4 日付けで、4 年から 6 年までの定時決定が取り消された記録が確認できることから、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない上、事業主及び同僚は、申立人は少なくとも 8 年 7 月までは A 株式会社に継続して勤務し、その間厚生年金保険料を控除されていたはずであると供述している。

一方、オンライン記録によれば、A 株式会社は平成 7 年 6 月 21 日に適用事業所ではなくなっているが、登記簿謄本によれば、8 年 6 月 * 日に解散しており、申立期間②においては法人格を有していることから、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間②に係

る資格喪失日を当該処理が行われた平成7年8月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、34万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和52年6月を18万円に、54年4月から同年9月までを19万円に、55年7月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和52年1月から59年11月まで
② 昭和60年3月から平成9年8月まで
③ 平成11年12月から13年8月まで

年金事務所の記録では、株式会社Aで勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額と支給された給与額に違いがある。各申立期間を調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立期間①のうち、昭和52年6月を18万円に、54年4月から同年9月までを19万円に、55年7月を20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否か不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①うち昭和 52 年 1 月から同年 5 月まで、同年 7 月から 54 年 3 月まで、同年 10 月から 55 年 6 月まで、同年 8 月から 59 年 11 月まで、申立期間②及び③に係る標準報酬月額については、申立人が提出した株式会社 A に係る給与明細書に記載の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、同年10月から32年9月までは1万4,000円、同年10月から33年10月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月から33年11月1日まで

A株式会社で昭和31年10月から33年12月26日までB職として勤務していた。しかし、年金記録には33年11月1日から同年12月26日までの期間の記録しか無い。申立期間は継続して勤務しているので厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に勤務していた同僚5人に照会し全員から回答があり、そのうち二人が、「申立人は、申立期間に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の当時の専務取締役は、「会社設立から昭和28年頃までは、入社した者に社会保険に加入するか否かの希望を聞いたが、29年以後は入社と同時に全員を社会保険（健康保険、厚生年金保険、失業保険）に加入させていた。申立人も厚生年金保険に加入し保険料を事業主により給与から控除されていたはずである。」と供述している。

さらに、申立期間当時に当該事業所において被保険者記録を有する複数の同僚は、自身が主張する入社年月と資格取得年月が同一年月であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人と同年代で同業種の同僚の記録から、昭和31年10月から32年9月までは1万4,000円、同年10月から33年10月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和33年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年10月から33年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成6年10月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月24日から7年1月10日まで
日本年金機構の記録では、A株式会社の厚生年金保険被保険者期間は、平成7年1月10日からとなっている。

しかし、平成6年10月24日からB員として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した就業条件明示書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の同僚6人に照会したところ4人から回答があり、このうち自身の就業条件明示書、給与明細書及び勤怠整理表等を提出した一人については、入社年月日と厚生年金保険の資格取得日は同一となっているところ、「申立人と同様の仕事及び勤務形態であった。申立人も厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と回答するとともに、この同僚及びほかの一人は、「2か月未満の仕事の場合は、本人も了解し社会保険の加入はしていないが、2か月を超える仕事の場合は、入社日より社会保険に加入させている。」と回答している。

さらに、当該事業所から提出された申立人の平成6年10月17日付け就業条件明示書には、雇用期間は、6年10月24日から7年1月23日まで

となっており、就業時間は1日6時間5分、休日又は勤務日は「別紙カレンダーによる。(週休2日制)」となっており、健康保険、厚生年金保険、雇用保険は控除すると記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月のオンライン記録及び上記同僚の回答から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録における当該事業所の資格取得日が健康保険組合の記録における資格取得日と同日になっており、社会保険事務所(当時)及び健康保険組合の双方が誤って同じ取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成7年1月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る6年10月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知は行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 8 月 1 日から 14 年 2 月 26 日まで
② 平成 14 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで

A社の平成 12 年 8 月分から 14 年 1 月分までの標準報酬月額が 13 万 4,000 円とされているが、自分の口座に振り込まれた給与額は 22 万円ほどであったので、これに対応する標準報酬月額と比べると大幅に違うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、同社を退職した平成 14 年 2 月は、最終日に 1 日か 2 日の有給休暇を取ったが、月末まで勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社からの振込給与額が確認できるB銀行が証明した平成 12 年 8 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までの普通預金月中取引記録を提出している。

一方、同社からは、平成 13 年 1 月から 14 年 2 月までに申立人に支払われた職員給与台帳が提出され、両記録の重複期間については前者の振込額と後者の差引支給額が一致し、申立期間のうち、12 年 9 月から同年 12 月までについては、同社の事務長は「平成 13 年 1 月当時の給与と同じだった。」と供述していることから、申立期間については、申立人に報酬月額（21 万円から 23 万円）が支払われていたと認められるが、同台帳から、申立期間の標準報酬月額は、報酬月額より低い標準報酬月

額（13万4,000円）に見合う厚生年金保険料（1万1,625円）を事業主により毎月給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、職員給与台帳から13万4,000円と認められ、オンライン記録と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、A社の事務長は、「申立期間当時の保険料控除は当月控除であった。」と供述しているところ、同社が提出した職員給与台帳により、申立期間である平成14年2月分について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、C労働局から入手した雇用保険受給資格者証では、A社での離職日は平成14年2月25日、求職申込日は同年2月28日となっており、離職理由は「事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職」とされていることから、同日以前に同社から雇用保険離職証を入手していたと推認され、当該離職日の翌日の資格喪失日はオンライン記録と一致している。

また、A社における当時の出勤簿、休暇簿及び有給休暇制度等について照会したが、既に当時の事業主が亡くなっており、当時の関係資料も無いとのことであった。

加えて、申立期間当時の同僚に照会し、複数の回答を得たが、申立期間②における申立人の勤務について、具体的な供述は得られないとともに、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができず、このほか、申立人の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成14年2月26日であり、申立人の主張する同年2月は厚生年金保険の

被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 12 年 4 月 26 日まで
平成元年 4 月 6 日から 14 年 9 月 3 日まで A グループに勤務した。そのうち 8 年 11 月から 12 年 3 月までの B 株式会社に勤務した期間の給与は 30 万円から 45 万円は支給されていたが、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっており低すぎる。申立期間の標準報酬月額を本来の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 8 年分から 12 年分までの給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額については、オンライン記録どおりの標準報酬月額 9 万 8,000 円として社会保険料等の金額を試算すると源泉徴収票の額に近い金額となるが、申立人の主張する標準報酬月額 30 万円とすると源泉徴収票の金額からは大きく乖離^{かいり}することが確認できる。

また、申立人の申立期間に B 株式会社において被保険者記録がある同僚 8 人のうち、申立期間の標準報酬月額は一人を除き全員が 9 万 8,000 円であることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の一人から取得した申立期間の一部期間についての給与明細書における厚生年金控除欄によると、9 万 8,000 円の標準報酬月額に見合う保険料 (8,085 円又は 8,501 円) が控除されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 8 日から 11 年 4 月 1 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間だけが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。空白期間があるのはおかしいので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に平成 10 年 11 月 1 日に入社した同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び資格取得確認通知書から、申立人が平成 10 年 2 月 8 日に被保険者資格を喪失し、11 年 4 月 1 日に再び被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できる。

また、申立人の長男が勤務していた B 株式会社から提出された健康保険被扶養者異動確認通知書から、申立人は、平成 10 年 4 月 1 日付けで長男の被扶養者に認定されており、職業欄に「なし」、被扶養者となった理由欄に「離職」の記入があることが確認できる。

さらに、厚生年金保険料控除に関し、A 株式会社の社会保険事務及び給与事務を行っていた社会保険労務士は、「申立期間当時の資料は保存していないが、資格喪失後である申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。」と回答している。

加えて、文書照会に回答のあった申立人と同職種の 3 人の同僚は、いずれも勤務期間と被保険者期間が一致していないことから、同社での厚生年

金保険の加入についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5335 (事案 1008 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月頃から 40 年 3 月頃まで
前回の申立ては認められなかったが、この決定に納得がいかない。昭和 38 年 3 月頃から 40 年 3 月頃までの間、A株式会社において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 当時の事業主や同僚から申立人のA株式会社における勤務及び厚生年金保険の加入について具体的な供述は得られなかったこと、ii) 申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いこと、iii) このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の審議結果に納得できないと再度申立てをしているが、当委員会で改めて複数の関係者に確認をしたところ、「申立人の勤務形態や厚生年金保険の加入の有無については、不明であるが、A株式会社の新たに適用事業所となった日である昭和 37 年 8 月 1 日以外に、同事業所に採用した者は資格を取得している一人を除いて 2、3 人いたが、いずれもパート、アルバイトであり資格を取得させていない。」との供述があるなど、ほかに新たな資料や情報が得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月から同年 3 月まで
平成 20 年 1 月 15 日から株式会社Aに勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が同年 4 月 1 日と記録されていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している株式会社Aが発行した給与明細書によれば、平成 20 年 2 月分給与において2か月分（同年 1 月分及び同年 2 月分）が、同年 3 月分給与において1か月分（同年 3 月分）の厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは、「申立人は、平成 20 年 1 月 15 日から勤務し、同年 2 月分給与から同年 1 月分及び同年 2 月分の社会保険料を、同年 3 月分給与から同年 3 月分の社会保険料を控除したが、申立人が前職の健康保険の任意継続を理由に同年 1 月から同年 3 月までの社会保険加入を拒み、申立人から年金番号の連絡も無いまま同年 3 月末に至ったので、厚生年金保険と健康保険は同年 4 月 1 日からの加入となった。同年 1 月から同年 3 月分までの厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料は同年 3 月 31 日に返金した。」と回答しており、申立人に係る平成 20 年賃金台帳及び申立人の銀行口座の振込記録によれば、20 年 2 月分及び同年 3 月分の給与から控除された3か月分の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料（合計 8 万 497 円）が同年 3 月 31 日に同社から返金されていることが確認できる。

また、前職に係るB部の記録によれば、申立人は、平成 18 年 4 月 1 日に組合員資格を喪失しているが、C組合員として 20 年 3 月 31 日まで健康

保険に加入していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 15 日から 51 年 10 月 20 日まで
私は昭和 50 年 10 月から A 株式会社 に B 職 として完全歩合給制で勤務していたが、申立期間の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社における業務内容を具体的に記憶しているとともに、昭和 50 年 12 月頃に同社に入社したとする複数の同僚の供述から、同年 11 月以前には申立人が同社に入社し、勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、同社は、昭和 53 年 10 月 31 日に適用事業所でなくなっており、元代表取締役は「会社は約 20 年前に廃業し、人事関係資料も残っておらず、経理事務を委託していた会計事務所も代表者が死亡しており、申立人の在籍及び保険料控除については不明。」と供述していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる複数の同僚に照会したところ、申立期間及びその前後の期間に同社に勤務した同僚一人が、「同社では完全歩合給の営業担当者は社会保険に加入していなかった。」と供述している上、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 8 人が「自分の給与は固定給だった。」と供述していることから、同社では固定給の社員のみを厚生年金保険に加入させていたことが推認される。

一方、申立人の妻が書いたとする当時のメモには「51 年 7 月 C 課」「51 年 7 月 固定給」との記載があることから、昭和 51 年 7 月頃、申立人の担当部署が変更になり、給与が完全歩合給から固定給に変更された可能性があるが、申立人と同じ B 職を担当していた同僚一人が固定給であり

ながらも、入社後 14 か月、厚生年金保険に加入していなかった旨を供述しており、同社では固定給の社員であっても直ちに厚生年金保険に加入させておらず、一定期間後に加入させていた可能性がうかがえる。

また、同社で申立期間及びその前後の期間において被保険者資格を取得した同僚 14 人及び申立人の雇用保険の加入記録を確認したところ、加入記録のある者は無い。

さらに、A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間に係る申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険整理番号にも欠番は見られない上、申立人に係る被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の記録と一致することが確認できる。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月16日から31年3月14日まで
② 昭和31年4月1日から32年1月1日まで
③ 昭和32年2月4日から35年7月27日まで

平成6年に自分の年金記録を確認し、A社、B社及びC社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されていることを初めて知った。昭和35年に出産のためC社を退職した後、1万円弱の一時金が送られてきたことを記憶しているが、当時は出産に関する手当金だと思っており、脱退手当金という認識は無かった。今回、年金事務所からの通知があったので、受給したことになっている脱退手当金について、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年10月3日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には同年8月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人がC社を退職した後に受給したとする一時金の額は、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給額とおおむね一致している。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を請求した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から36年9月1日まで
② 昭和37年12月1日から40年8月1日まで

申立期間①及び②について、日本年金機構における標準報酬月額の記録が、実際に私が受け取っていた報酬と比べてかなり低額になっており、当時の私の功績から考えても到底納得がいかない。

申立期間①については、当時、私はA社において企業経営の中心的な立場におり、同所の発展に寄与してきたので、普通の従業員に比べて待遇が良かった。このことは、同僚等も知っているはずである。

また、申立期間②のB社においては、前述のA社ほどの報酬は得ていないが、それでも同機構の記録ほど低額ではない。

第三者委員会で調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立期間当時に受け取っていた報酬額と比べて大きく低額となっていることについて、当時の申立人の功績を考えると到底納得がいかないと申し立てており、申立人のA社における功績について、住所の判明した同僚3人及びA社の当時の事業主の親戚3人に照会したところ、申立人が主張するとおり、申立人は同所において事業所の中心的な立場にあったと6人全員が回答している。

しかしながら、前述の同僚のうちの一人は、「給与明細書を見せ合った際に、私の給与より高かった記憶はあるが、額についてまでの記憶は無い。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控

除額について確認することができなかった。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した同僚8人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人を含めいずれの同僚の記録からも、遡って標準報酬月額の見直しが行われた形跡は認められず、当該記録において不自然な記載は確認できない。

さらに、適用事業所名簿から、当該事業所は昭和41年8月に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当該事業主は既に他界していることから、当該事業主に申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について照会することができない。

なお、申立人は、申立人と同じ職種（所長代行であり、事業所の中心的な立場）の同僚はいなかったとしているため、申立人とほかの同僚との標準報酬月額の比較は困難であるところ、当該事業所の事業主及び申立人が仕事の引継ぎをしたとする同僚は、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録を有していないため、当該事業主及び当該同僚に係る申立期間当時の標準報酬月額について確認することができなかった。

このほか、C地方法務局D支局の閉鎖登記簿謄本から、当該事業主は、昭和43年6月に有限会社Eの代表取締役として就任しており、57年8月に同社は解散していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社工場は、F業の勉強のために入社した会社であり、申立期間①のA社より報酬は低額にはなったものの、日本年金機構の記録ほどは低額ではなかったと主張している。

しかしながら、B社工場は、オンライン記録から、平成元年1月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立期間当時の事業主も既に他界していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について照会することができなかった。

また、申立期間同時に、B社工場において厚生年金保険被保険者記録があり住所の判明した同僚二人のうち回答があった一人は、「申立人のことは覚えているが、給料の額までは知らない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の控除額について、同僚からも確認することはできなかった。

なお、申立期間において被保険者記録のある同僚二人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人を含めいずれの同僚の記録からも、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められず、当該記録において不自然な記載は確認できない。

なお、前述の同僚は、申立人と同じ営業を担当していた同僚の名字のみを記憶しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票からは、当該名字及び類似する名字に該当する被保険者名は確認できなかつたため、申立人と当該営業担当の同僚との標準報酬月額と比較はできなかつた。

- 3 加えて、申立人は、申立期間の給与明細書等関連資料は無いとしており、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から35年3月1日まで
年金事務所の記録では、申立期間のA株式会社に勤務していた期間が脱退手当金支給済期間となっているが、受給した記憶は無いので調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたとする昭和35年5月13日の1か月半前の同年3月30日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る資格喪失日（35年3月1日）から約2か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年9月26日から4年1月31日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初は53万円(最高等級)であったものが、資格取得日に遡って8万円に引き下げられているのはおかしいので、遡及訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年9月から3年12月までの期間は53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年2月1日以後の同年2月26日付けで、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の場合は、2年9月から3年12月までの期間の標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、株式会社Aの商業登記簿謄本から申立期間当時、取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立人は、「私は、当時、株式会社AのB長であった。当該事業所は資金繰りが非常に厳しく、社会保険料の滞納があり、社会保険担当者が社会保険事務所(当時)から滞納金処理方策として標準報酬月額の遡及減額処理の指導を受けたとの報告を受け、やむを得ず当該処理の同意をした。」と供述している。

さらに、当時のC室の部下の一人は、「申立人は、当時、B長であり、事業主とともに当該事業所の経営の指揮を執っていた。また、部下のD長及び社会保険担当者が社会保険事務所から、滞納保険料の処理方策として

標準報酬月額の遡及減額訂正を提案され、それを申立人が承認し、事業主の承認のもと遡及訂正が行われた。」と供述している上、D長も同様な供述をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社AのB長であり、事業主とともに当該事業所の経営の指揮を執っており、自らの標準報酬月額の減額に職務上関与し、同意しながら、会社の業務として行った当該行為について有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで
② 平成6年10月1日から9年9月1日まで
③ 平成10年10月1日から11年10月1日まで

A会でB職として勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録が各申立期間前のものより低額となっているが、当該事業所は、営利団体ではないため景気に左右されることは無く、給与額の減額はあり得ないので、標準報酬月額が下がることは無いはずである。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所の複数の同僚は、「申立人の主張するとおり、当該事業所は景気に左右されないため、給与額の減額は無かった。」としている一方で、申立期間当時における厚生年金保険業務担当者は、「職員自身に起因する諸手当の減少による給与額の減額はあり得る。」としている。

また、事業主も上記担当者と同様の供述をした上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書は、申立人の諸手当を含む給与額の変更がなされた都度、社会保険事務所（当時）に届け出ていたものであることが確認できる上、事業主保管の健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書及び健康保険被扶養者（異動）届等に記載された標準報酬月額は、上記改定通知書とともに、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が所持する給与明細書における社会保険料控除額は、オンライン記録と一致した標準報酬月額に係る健康保険料及び厚生年金保険料であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 3 月 19 日まで
私が代表取締役であった株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が減額されているが、厚生年金保険業務に関しては顧問社会保険労務士に、事業所の破産手続開始時には破産管財人に全てを任せていたので、当該減額行為には一切関与してはいない。減額前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社Aは、平成 8 年 3 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が同年 4 月 11 日に遡及して 7 年 7 月から同年 9 月までの 50 万円及び同年 10 月から 8 年 2 月までの 41 万円が 13 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険業務は、顧問社会保険労務士に全てを任せていた。」と主張している一方で、当該社会保険労務士に適用事業所を廃止するための代理権を与えてはいないとしている上、当該事業所は、平成 8 年 5 月 * 日に破産手続が開始されており、申立人に係る減額訂正処理日は、当該破産手続開始日前であることから、当該処理日においては、未だ破産管財人の選任は行われてはいなかったことを踏まえると、社会保険事務所（当時）が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便の記録では、A株式会社で営業の正社員として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それ以前の額の半額になっている。誤っていると思うので、調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、病気やケガ等で休んだこともなく、A株式会社の経営状況も当時は右肩上がりで状況は良く、申立期間以前と比較し半額になっている標準報酬月額は納得できないとして申し立てている。

しかしながら、A株式会社は、昭和 45 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主、役員及び経理担当者は既に亡くなっており、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から確認できる当時の同僚 11 人に照会したところ、6 人から回答があり、その全てが、厚生年金保険の事務手続等は、事業主、総務及び経理の役員等が行っていたとし、当時の状況は不明としている。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿の記録が訂正されている形跡は無い。

加えて、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 50 年 4 月 21 日まで
ねんきん定期便によると、A 株式会社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、支払われた給与額と比べて低い金額になっている。
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳、給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、記録された標準報酬月額より高い給与額を支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が所持する昭和 37 年分から 50 年分までの給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録から算出される社会保険料額とほぼ見合う額であることが確認できる。

また、A 株式会社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、同社が昭和 40 年 11 月から加入している B 基金（当時は、C 基金）から提出された申立人の標準報酬月額に係る記録は、オンライン記録と一致している。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡が無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から2年12月16日まで
株式会社Aでの被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が前年と違っている。調査して記録を正しく訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が38万円になっているが、直前の期間は44万円であり、申立期間においても給与は変わらなかったため、同じ標準報酬月額であったと主張している。

しかし、当該事業所で申立期間当時適用されていた就業規則では、「定年は満60歳。業務上特に必要と認められる者については、定年退職後嘱託として再雇用することがある。」と規定され、事業所は「定年後の労働条件は個人ごとに異なる取扱いをしていた」と回答しているところ、申立期間当時に被保険者期間がある複数の同僚が定年後は嘱託となり給与額は変わったと供述し、オンライン記録上も標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

これらの事実を踏まえると、当該事業所では定年後に嘱託として勤務する場合は、給与は減額されていたものと推認できることから、平成元年*月*日に満60歳となった申立人についても、定年となったことにより、ほかの同僚と同じく嘱託社員とし勤務し、その後の給与の減額に伴う随時改定により、当該標準報酬月額が改定されたものと考えられる。

また、当該事業所は、申立期間当時の関係書類を保存していないため、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することはできない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。